

(別表)

令和2年度(2020年度)新規就農支援助成事業細目

事業細目名	事業目的	助成対象経費及び助成額	採択基準等	変更を申請する事由
① 熊本県青年農業者クラブ協議会活動支援	青年農業者の確保・育成及び青年農業者による農業の発展を促進する	全国青年農業者会議等参加、農産物の流通や国際化に関する研修、消費者への組織活動の活性化、県民への理解促進等必要な経費  (助成額) 500千円(定額)	県域及び県段階以上の活動であること	事業費の30%以上の増減
② 青年農業者海外派遣等支援	国際感覚に優れた新規就農者及び農業者を育成する	海外農業派遣研修参加のための経費  (助成額) 一人当たり 200千円以内 (対象)5人以内	・認定就農者もしくはその申請者は、就農後も、国、県、市町村、農業者等との関係が継続し、かつ、研修期間中に、研修先で、農業に関する知識、技術、経験を習得し、帰国後、農業に従事すること	事業費の30%以上の増減
③ 学校農業クラブ等活動支援	将来の農業の発展に貢献する意欲を高める	農業高校生のための必要経費  (助成額) 一校当たり 200千円以内 (対象)農業及び農科の学校	・2年以上継続して実施されること ・教育関係の重複しないこと	事業費の30%以上の増減
④ 就農支援協議会活動	熊本県認定相対的農業の発展を促進する	就農支援機関及び指導者への必要経費  (助成額) 500千円以内	県域及び県段階以上の活動であること	事業費の30%以上の増減

事業細目名	事業目的	助成対象及び助成額	採基準等	変更を申す由
④ 就農準備型 研修事業	新規就農者に対する支援と新規就農者の育成を促進する	広域型の研修機関等への参加、消費活動に必要経費 国際農業交流組織が行う海外研修活動に必要経費  (助成額) 150千円以内	次のいずれか ・当該地域の活動・資機 ・農業事業等 ・海外研修団体 ・次世代人材研修等 ・研修経験者であること	事業費の30%以上の増減
⑥ 地域新規就農 支援事業	地域定住を確実にするための育成・整備を促進する。	地域が実施する研修、相談会、入体整備に必要経費  (助成額) 150千円以内	地域就農支援協議会等	事業費の30%以上の増減
⑦ 地方青年農業 課題解決事業	地方の青年農業者が主体的な研修の促進を図る。	地方青年農業者組織が実施する研修会、地域課題解決活動等(プロジェクト)等に必要経費  (助成額) 150千円以内 (対象) 地域農業者クラブ 11団体	地方の青年農業者クラブ等	事業費の30%以上の増減